

高取町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給となる者は、町内に住所を有し高取町立学校設置及び管理に関する条例（昭和39年高取町条例第15号）に規定する学校に在学する児童・生徒及び区域外通学者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者と者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当し、要保護に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）
 - ア 前年度又は當年度において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けている者。
 - イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者等（概ね世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以内の者）

(援助費目等)

第3条 就学援助の支給の対象となる費目は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（教材費等）の購入費
- (2) 宿泊を伴わない校外活動 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料
- (3) 宿泊を伴う校外活動費 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学料
- (4) 新入学学用品費 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
- (5) 修学旅行費 修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
- (6) 通学費 児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が、児童にあっては4キロメートル以上、生徒にあっては6キロメートル以上である者について、当該児童生徒が通学に利用する交通機関の旅客運賃に限る）
- (7) 医療費 学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）第7条に定める疾病的治療に要する経費で、保護者が負担することとなる経費
- (8) 学校給食費 児童生徒の保護者が学校給食費として徴収される額

2 要保護者には、第1項第6号及び第8号以外の費目については、生活保護法に規定する扶助を受けている場合は、支給しない。

3 第1項に定める費目に係る就学援助の額は、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に基づく予算単価の範囲内とする。

4 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、就学援助の支給を必要とする費目を決定することができる。

(援助の申請)

第4条 就学援助の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度教育委員会が定める日までに、要保護及び準要保護児童生徒認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を学校長へ提出しなければならない。

2 学校長は、提出のあった申請書に意見を付して、教育委員会へ提出するものとする。

(世帯票)

第5条 教育委員会は、要保護又は準要保護児童生徒認定申請書を受理したときは、当該申請内容に基づき、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票（第2号様式）を作成しなければならない。

2 教育委員会は、必要に応じ、世帯票により民生児童委員又は福祉事務所の長の意見を求めなければならない。

(認定)

第6条 教育委員会は、第4条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、就学援助費支給の認定の可否を決定し、世帯票をもって速やかに学校長に通知するとともに、就学援助認定（却下）通知書（第3号様式）をもって申請者に対し通知するものとする。

(支給計画)

第7条 教育委員会は、前条の規定による認定後、就学援助費の支給計画を作成し、就学援助費支給計画通知書（第4号様式）をもって校長に通知するものとする。

(支給方法及び時期)

第8条 就学援助費は、原則として学校長を通じて保護者に対して支給するものとする。

2 支給後において、第11条に規定する認定の取消があった場合、保護者は取消しがあった日の属する翌月以降の援助費を教育委員会に返還しなければならない。

(支給通知)

第9条 教育委員会は、前条の規定に基づき就学援助費を支給するときは、就学援助費支給通知書（第5号様式）をもって保護者に通知するものとする。

(年度途中の認定及び支給額)

- 第10条 教育委員会は、入学、災害等により、年度の途中において就学援助を受けようとする保護者については、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。
- 2 就学援助費は、原則として申請のあった日の属する月(以下この項において「申請月」という。)から支給するものとし、支給方法及び時期は、第8条に準ずるものとる
- 3 支給後において第11条に規定する認定の取消しがあった場合、保護者は取消があった日の属する翌月以降の援助費を教育委員会に返還しなければならない。

(認定の取消し)

- 第11条 教育委員会は、要保護及び準要保護が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、世帯票をもって、速やかに校長に通知しなければならない。
- (1) 要保護及び準養護保児童生徒が転出又は死亡したとき。
- (2) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。
- 2 認定を取り消した場合の就学援助費の支給は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。